

▲ 犬の飼い主の方へ

令和3年度(4月)狂犬病予防集合注射は中止します

動物病院で狂犬病の予防注射を必ず接種しましょう!

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月の狂犬病予防集合注射は中止します。狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により接種が義務付けられていますので、**個別に動物病院で接種をお願いします。**

違反すると
20万円以下
の罰金

犬の登録・鑑札は生涯1回
狂犬病注射は毎年1回だよ!

狂犬病は人にも感染する病気です!
予防注射は飼い主の義務です!

狂犬病とは

狂犬病ウイルスによる感染症で、人の場合、感染動物(主として犬)に噛まれることによって感染し、長い潜伏期の後に発症します。発症してしまうと有効な治療法はなく、ほぼ100%死亡します。現在日本では狂犬病の発生は確認されていませんが、世界では年間5万人以上が死亡しており、日本への侵入リスクは皆無ではありません。
飼い主の方は、社会に対する責務として、犬の登録と年1回の狂犬病の予防注射を必ず行ってください。

動物病院での狂犬病予防注射接種の流れ

①市から「犬の登録・予防注射済票交付申請書」が送付されます(3月下旬)

市に飼い犬の登録をしている方に、「犬の登録・予防注射済票交付申請書(はがきに㊦と印字されています)」が送付されます。

②動物病院等に予約し、狂犬病予防注射を接種します

接種の際に、上記申請書を動物病院等に提出してください。
※注射料金は、動物病院等へお問い合わせください。

③「狂犬病予防注射済票」が交付されます

- ①市内動物病院(右表参照)で接種の場合
 - ➡病院から交付されます。
 - ②市外の動物病院で接種の場合
 - ➡環境政策課で交付手続きを行ってください。
- 【必要書類】狂犬病予防注射証明書 【交付手数料】400円



牛久市内動物病院一覧 (順不同)

アリス動物病院	☎873-8300	上柏田4-1-17
牛久どうぶつ病院	☎873-7451	南1-44-25
D&C獣医科クリニック	☎893-4011	猪子町832-5
関根獣医科(往診専門)	☎874-2667	
アルバどうぶつ病院	☎874-8760	神谷6-2-8
かわい動物病院	☎872-9327	中央1-2-9
ひたちのうしく動物病院	☎801-2828	ひたち野西3-17-11
ひたち野東アニマルクリニック	☎830-8866	ひたち野東4-31-1

- ▲ 次の状況の場合には手続きが必要になります ▲
- 飼い犬が狂犬病予防注射を接種できない状態の場合
 - ➡ 猶予証明書(動物病院発行)を環境政策課に必ず提出。
- 飼い犬が死亡した場合 ● 飼い主が変更になった場合
 - ➡ 環境政策課への届出が必要です。

※狂犬病予防注射を受けていない場合は、災害時に避難所への受け入れをお断りすることもあります。

～犬の散歩中のふんの放置について苦情が寄せられています。愛犬のふんは、責任をもって持ち帰りましょう!～

◆忘れていませんか? 飼い犬の登録

犬の登録は飼い主の義務です。私たちに住民票があるように**飼い犬にも、犬の登録が必要**です。生後3カ月以上の飼い犬には、**室内、室外に関係なく登録が必要になります**(狂犬病予防法第4条)。※登録は環境政策課または、市内動物病院で行えます。

◆飼い犬に所有者明示をしましょう!

迷子札やマイクロチップを装着させましょう。もしもの時、迷子札によって飼い主の元へ帰れる例が多くあります。

もしもの時、ペットの命を助けられるのは、飼い主だけです!



犬・ねこの相談は

環境政策課
☎内線1561~1563
茨城県動物指導センター
☎0296-72-1200
牛久警察署(会計課)
☎871-0110